

ダイハツ系連合健康保険組合 高額療養費支給規程

(目 的)

第1条 この規程は、健康保険法第87条及び第115条の規定により支給される高額療養費、合算高額療養費及び家族高額療養費（以下「高額療養費」という。）の支給手続に関し必要な事項を定め、事務の適正化と事業運営の円滑化を図ることを目的とする。

(請求形式)

第2条 高額療養費は、支払基金を経由する診療報酬明細書もしくは調剤報酬明細書に係る分については、当該明細書を組合が受領したとき、又第二家族療養費に係るものについては、当該申請書を組合が受領したときに、それぞれ被保険者より請求があったものとみなす。

2 前項の規定に拘わらず、健康保険法施行令第79条第4項の規定による高額療養費の支給を受けようとするときは、被保険者から健康保険法施行規則第63条の13の規定による高額療養費支給申請書を組合に提出するものとする。

(支給時期)

第3条 高額療養費は、請求のあった月の末日に支給する。

附 則

この規程は、平成15年3月1日から施行する。